

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかの要件を満たす方は、保険料の減免を受けることができます。

【保険料の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った 65 歳以上の方(第一号被保険者)

⇒保険料を全額免除 ※注：申請にあたっては医師による診断書等が必要です。

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれ、次の要件の全てに該当する 65 歳以上の方(第一号被保険者)

⇒保険料の一部を減額

※保険料が一部減額される具体的な要件

主たる生計維持者について

(1) 事業・不動産・山林・給与収入のいずれかのうち、前年に比べて 10 分の 3 以上減少する見込みのものが 1 つでもあること。

(2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

注：申請にあたっては、収入を証明する書類(確定申告の控え等)が必要です。

○保険料の減免額は、減免対象保険料額 (A×B/C) に減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額 (A×B/C)

A: 当該第一号被保険者の保険料額

B: 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額

C: 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

D: 前年の合計所得金額に応じた減免割合

210 万円以下の場合 : 全部 (10 分の 10)

210 万円を超える場合 : 10 分の 8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。この場合、申請にはその旨を証する書類が必要です。

※減免の対象となる保険料は、令和 3 年度分の保険料であって令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。)が設定されているものとなります。ただし、令和 2 年度末に資格を取得し、令和 3 年 4 月以降に令和 2 年度相当分の保険料の納期限が到来するものも対象になります。

※減免対象となる方について、他の減免にも該当する場合は、減免額が最も大きいものを適用します。

減免の申請等につきましては、できる限り来庁を控え、郵送手続きのご活用により、混雑緩和や新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力くださるようお願いいたします。

申請に必要な書類等の詳細につきましては、お問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】東大阪市 福祉部 高齢介護室 介護保険料課

電話：06-4309-3188 (受付時間 9:00~17:30 土日祝日・年末年始を除く)